

○総務省令第五十七号

地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）及び地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第五百十二号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年四月三十日

総務大臣 増田 寛也

地方税法施行規則等の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるもの（法第二百九十四条第八項において法人とみなされるものを除く。以下次条において「法人等」という。）」を削

る。

第一条の二見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条中「法人等」を「法人」に、「第十条の二の六」を「第十条の二の八」に改める。

第一条の九中「第六条の二十一第一項第五号」を「第六条の二十一第一項第六号」に改める。

第一条の十第二項中「第七条の四の二第二項第二号ハ」を「第七条の四の二第二項第二号ロ」に、「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改める。

第一条の十一を次のように改める。

第一条の十一 削除

第一条の十二の二第一項及び第一条の十二の三第一項中「第三十七条の三及び第三百十四条の八第一項」を「第三十七条の四及び第三百十四条の九第一項」に改める。

第一条の十三第一項を次のように改める。

政令第七条の十四に規定する総務省令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一 指定介護老人福祉施設（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号に規定

する指定介護老人福祉施設をいう。次項において同じ。）及び指定地域密着型介護老人福祉施設（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う同項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。次項において同じ。）における政令第七条の十四各号に掲げるものの提供の状況

二 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する特定健康診査の結果に基づき同項に規定する特定保健指導（当該特定健康診査を行った医師の指示に基づき行われる積極的支援（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第一百五十七号。以下この号において「実施基準」という。）第八条第一項に規定する積極的支援をいう。）により行われるものに限る。）を受ける者のうちその結果が次のいずれかの基準に該当する者のその状態

イ 実施基準第一条第一項第五号に掲げる血圧の測定の結果が高血圧症と同等の状態であると認められる基準

ロ 実施基準第一条第一項第七号に規定する血中脂質検査の結果が脂質異常症と同等の状態であると

認められる基準

ハ 実施基準第一条第一項第八号に掲げる血糖検査の結果が糖尿病と同等の状態であると認められる
基準

第一条の十五中「第七条の十五の十二第三号」を「第七条の十五の九第三号」に、「がその」を「（以下この条において「組合」という。）が、その」に、「の全部を」を「を当該組合を会員とする」に、「の共済に付しているものであること」を「（その業務が全国の区域に及ぶものに限る。）との契約により連帯して負担していること（当該契約により当該組合はその共済責任についての当該負担部分を有しない場合に限る。）」に改める。

第二条第一項の表の(三)中「特別徴収義務者を經由して」を「特別徴収に係る」に改め、同条第二項中「同表の(五)」を「同表の(六)」に改め、同項の表を次のように改める。

申告書等の種類	様式
(一) 市町村民税 申告書 (法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二 道府県民税)	第五号の四様式 (別表)

	第一項の申告書	
	(二) 給与所得者・公的年金等受給者用雑損控除・医療費控除・寄附金控除申告書（法第四十五条の二第三項及び第三百七条の二第三項の申告書）	第五号の五様式
	(三) 寄附金税額控除申告書（法第四十五条の二第三項及び第三百七条の二第三項の申告書）	第五号の五の二様式
	(四) 給与所得者・公的年金等受給者用繰越控除申告書（法第四十五条の二第三項及び第三百七条の二第三項の申告書）	第五号の六様式
	(五) 配偶者控除・扶養控除申請書（政令第七条の三の三第一項及び第七条の三の四第一項（政令第四十六条の三において準用する場合を含む。）の申請書）	第五号の七様式
(六) 市町村民税 道府県民税 納入申告書（法第五十条の五及び第三百二十八条の五第		第五号の八様式

二項の納入申告書)

(七) 退職所得申告書 (法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第

第五号の九様式

一項の規定による申告書)

第二条の二第一項の表の(三)中「第三十七条の二及び第三百十四条の七」を「第三十七条の三及び第三百十四条の八」に改める。

第二条の三第二項第六号中「又は同項第四号に掲げる配当等」を削る。

第二条の六中「個人」を「給与所得に係る個人」に改める。

第三条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項中「及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(法第二十四条第六項において法人とみなされるものを除く。以下道府県民税について同じ。)」を削り、同条第二項中「及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの」を削る。

第三条の四の次に次の四条を加える。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類)

第三条の四の二 政令第九条の九の八第三項の規定による申請書の様式は、第十号の五様式とする。

2 政令第九条の九の八第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第五十五条の二第一項の申立てをしたことを証する書類

二 法第五十五条の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六条の四第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国（法第五十五条の二第一項に規定する条約相手国をいう。第三条の四の四において同じ。）との間の相互協議（法第五十五条の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第三条の四の五までにおいて同じ。）の対象であることを明らかにする書類

三 政令第九条の九の八第三項第四号に規定する場合に該当するときにあつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

（法第五十五条の三に規定する国税庁長官の通知）

第三条の四の三 法第五十五条の三第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 租税条約（法第五十五条の二第一項に規定する租税条約をいう。以下この条及び第三条の四の五において同じ。）に規定する申立てをした法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地
 - 二 前号の申立てが行われた日
 - 三 第一号の申立てに係る法人税額（法第五十五条の三第一項に規定する法人税額をいう。）の事業年度
 - 四 その他参考となるべき事項
- 2 法第五十五条の三第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 租税条約に規定する申立てをした法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地
 - 二 前号の申立てに係る相互協議において政令第九条の九の八第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた日
 - 三 その他参考となるべき事項
 - 3 法第五十五条の三第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 租税条約に規定する申立てをした法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地

- 二 前号の申立てに係る相互協議において法第五十五条の二第一項に規定する合意が行われた日
- 三 前号の合意に基づく法人税額（法第五十五条の三第三項に規定する法人税額をいう。）の事業年度
- 四 その他参考となるべき事項

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類）

第三条の四の四 政令第九条の九の九第三項の規定による申請書の様式は、第十号の五様式とする。

2 政令第九条の九の九第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 連結親法人（法第五十五条の四第一項に規定する連結親法人をいう。次条において同じ。）が同項の申立てをしたことを証する書類

二 法第五十五条の四第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三 政令第九条の九の九第三項第四号に規定する場合に該当するときにあつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

(法第五十五条の五に規定する国税庁長官の通知)

第三条の四の五 法第五十五条の五第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 前号の申立てに係る対象連結法人(法第五十五条の四第一項に規定する対象連結法人をいう。以下この条において同じ。)の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地

三 第一号の申立てが行われた日

四 第一号の申立てに係る個別帰属法人税額(法第五十五条の五第一項に規定する個別帰属法人税額をいう。)の連結事業年度

五 その他参考となるべき事項

2 法第五十五条の五第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地

- 二 前号の申立てに係る対象連結法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地
 - 三 第一号の申立てに係る相互協議において政令第九条の九の九第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた日
 - 四 その他参考となるべき事項
- 3 法第五十五条の五第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地
 - 二 前号の申立てに係る対象連結法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地
 - 三 第一号の申立てに係る相互協議において法第五十五条の四第一項に規定する合意が行われた日
 - 四 前号の合意に基づく個別帰属法人税額（法第五十五条の五第三項に規定する個別帰属法人税額をいう。）の連結事業年度
 - 五 その他参考となるべき事項
- 第五条の二の次に次の四条を加える。
- （租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請書類）

第五条の三 政令第三十二条の四第四項の規定による申請書の様式は、第十号の五様式とする。

2 政令第三十二条の四第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第七十二条の三十九の二第一項の申立てをしたことを証する書類

二 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額が、租税特別措置法第六十六条の四第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国（法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約相手国をいう。）

第五条の五において同じ。）との間の相互協議（法第七十二条の三十九の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第五条の六までにおいて同じ。）の対象であることを明らかにする書類

三 政令第三十二条の四第四項第四号に規定する場合に該当するときにあつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

（法第七十二条の三十九の三に規定する国税庁長官の通知）

第五条の四 法第七十二条の三十九の三第一項に規定する事項は、次に掲げる事項とす

る。

- 一 租税条約（法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約をいう。以下この条及び第五条の六において同じ。）に規定する申立てをした法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地
 - 二 前号の申立てが行われた日
 - 三 第一号の申立てに係る法人税額の課税標準とされた所得（法第七十二条の三十九の三第一項に規定する法人税額の課税標準とされた所得をいう。）の事業年度
 - 四 その他参考となるべき事項
- 2 法第七十二条の三十九の三第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 租税条約に規定する申立てをした法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地
 - 二 前号の申立てに係る相互協議において政令第三十二条の四第二項各号に掲げる場合に該当することとなつた日
 - 三 その他参考となるべき事項
 - 3 法第七十二条の三十九の三第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 租税条約に規定する申立てをした法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地
- 二 前号の申立てに係る相互協議において法第七十二条の三十九の二第一項に規定する合意が行われた日
- 三 前号の合意に基づく法人税額の課税標準とされた所得（法第七十二条の三十九の三第三項に規定する法人税額の課税標準とされた所得をいう。）の事業年度
- 四 その他参考となるべき事項

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請書類）
第五条の五 政令第三十二条の五第四項の規定による申請書の様式は、第十号の五様式とする。

2 政令第三十二条の五第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 連結親法人（法第七十二条の三十九の四第一項に規定する連結親法人をいう。次条において同じ。）が同項の申立てをしたことを証する書類

二 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額が、租税特別措置法第六十八条の八

十八第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三 政令第三十二条の五第四項第四号に規定する場合に該当するときにあつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

(法第七十二条の三十九の五に規定する国税庁長官の通知)

第五条の六 法第七十二条の三十九の五第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地
- 二 前号の申立てに係る対象連結法人(法第七十二条の三十九の四第一項に規定する対象連結法人をいう。以下この条において同じ。)の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地
- 三 第一号の申立てが行われた日
- 四 第一号の申立てに係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額(法第七十二条の

三十九の五第一項に規定する法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額をいう。)の
事業年度

五 その他参考となるべき事項

2 法第七十二条の三十九の五第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 前号の申立てに係る対象連結法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地

三 第一号の申立てに係る相互協議において政令第三十二条の五第二項各号に掲げる場合に該当するこ
ととなつた日

四 その他参考となるべき事項

3 法第七十二条の三十九の五第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 第一号の申立てに係る対象連結法人の名称、代表者及び主たる事務所又は事業所の所在地

三 第一号の申立てに係る相互協議において法第七十二条の三十九の四第一項に規定する合意が行われ

た日

四 前号の合意に基づく法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額（法第七十二条の三十九の五第三項に規定する法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額をいう。）の事業年度

五 その他参考となるべき事項

第六条の二第五項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第七条の三の見出し及び同条第一項中「第七十三条の二第五項」を「第七十三条の二第四項」に改める。

第七条の三の三第二項中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改める。

第九条の四の見出し、同条第二項及び第三項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改める。

第九条の五の次に次の三条を加える。

（市町村の特別徴収の通知）

第九条の六 法第三百二十一条の七の五第一項（法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 特別徴収対象年金所得者の氏名、住所、性別及び生年月日

二 特別徴収対象年金給付の種類及び額並びに当該特別徴収対象年金所得者に係る老齢等年金給付の支払をする者（第九条の七第二号及び第九条の八第三項において「年金保険者」という。）の名称

（市町村が年金保険者等に対する通知を行う事由等）

第九条の七 法第三百二十一条の七の七第二項（法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該特別徴収対象年金所得者が法第三百二十一条の七の二第一項に規定する特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなつた場合（法第三百二十一条の七の七第一項に規定する場合を除く。）

二 当該特別徴収対象年金所得者に係る前年分の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を法第三百二十一条の三第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額とし、法第三

百二十一条の七の二第二項の規定により、給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合には、当該額を加算した額とする。）が、法第三百二十一条の七の五第一項の規定により年金保険者に対して通知された後の当該年度中に変更された場合

（市町村と年金保険者との間における通知の方法）

- 第九条の八 社会保険庁長官は、法第三百二十一条の七の三及び第三百二十一条の七の七第四項（法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により市町村に通知をする場合並びに政令第四十八条の九の十三第一項の規定により市町村に通知をする場合には、公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に関する事務の円滑な実施に資すると認められる法人として総務大臣が指定したもの（以下この条において「指定法人」という。）を通じて行うものとする。
- 2 地方公務員共済組合連合会は、政令第四十八条の九の十三第一項の規定により市町村に通知をする場合には、指定法人を通じて行うものとする。
- 3 市町村は、法第三百二十一条の七の五第一項及び第三百二十一条の七の七第二項（これらの規定を法

第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金保険者に通知をする場合には、指定法人を通じて行うものとする。

第十条第四項中「及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（法第二百九十四条第八項において法人とみなされるものを除く。）」を削る。

第十条の二（見出しを含む。）中「法人等」を「法人」に改める。

第十条の二の七を第十条の二の九とし、第十条の二の六を第十条の二の八とし、第十条の二の五の次に次の二条を加える。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請書類）

第十条の二の六 政令第四十八条の十五の三第三項の規定による申請書の様式は、第二十二号の二の二様式とする。

2 政令第四十八条の十五の三第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第三百二十一条の十一の二第一項の申立てをしたことを証する書類

二 法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定に

より納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六条の四第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国（法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する条約相手国をいう。次条において同じ。）との間の相互協議（法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象であることを明らかにする書類

三 政令第四十八条の十五の三第三項第四号に規定する場合に該当するときにあつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請書類）

第十条の二の七 政令第四十八条の十五の四第三項の規定による申請書の様式は、第二十二号の二の様式とする。

2 政令第四十八条の十五の四第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 連結親法人（法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する連結親法人をいう。）が同項の申立て

をしたことを証する書類

二 法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三 政令第四十八条の十五の四第三項第四号に規定する場合に該当するときにあつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

第十一条の二第一項第一号中「本項」を「この項」に改め、同号口中「の規定による許可」を削り、「同法第六十五条第一項の規定に基づき農林水産大臣の定める省令の規定による承認」を「特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第三条第一項の規定による許可」に、「許可等」を「許可」に改め、同項第四号口中「同法第六十五条第一項の規定に基づき農林水産大臣の定める省令の規定による承認」を「特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第三条第一項の規定による許可」に改め、同条第二項中「許可等」を「許可」に改め、同条第三項第二号中「本号」を「この号」に改め

る。

第十六条の十第一項中「本項」を「この項」に改め、同項第二号中「出資金のうちに」の下に「生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律（平成二十年法律第十二号）による改正前の」を加え、「同法」を「独立行政法人農畜産業振興機構法」に改め、同条第三項中「第十条第一項第二号」を「第十条第二号」に改める。

第十六条の十二第二項中「又は」の下に「株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第十五条第一項の規定による解散前の」を加える。

第十六条の十二の二から第十六条の十二の四までを削る。

第十七条の十一の見出し及び同条第二項中「一般国道」の下に「、高速自動車国道」を加え、同条第三項の表を次のように改める。

道 路		の 種 別	率
指定区間内の一般国道			
舗装道	砂利道		○・七
			○・六

一般国道（橋りようを除く。）	指定区間外の一般国道			
	舗装道	砂利道	舗装道	砂利道
高速自動車国道（橋りようを除く。）				
都道府県道（橋りようを除く。）	舗装道	砂利道		
橋りよう				
	四・三	〇・五	一・〇	〇・六
			〇・六	〇・六
				一・〇

第十七条の十一第四項中「一般国道」の下に「、高速自動車国道」を加える。

第十八条の二の二の見出し中「素材生産業を営む者」を「委託を受けて農作業を行う者等」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

政令第五十六条の三の三に規定する委託を受けて農作業を行う者で総務省令で定めるものは、農作業のうち基幹的な作業（専ら機械を使用して行われるものをいう。）のすべての委託を受けて農作業を行う者とする。

第二十四条の七第一号中「国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）による法人である国家公務員の団体、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）による法人である地方公務員の団体」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）による法人である職員団体等」に改め、同条第二号中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）」に改める。

第二十四条の十一の見出し及び同条第一項中「第五十六条の五十三第二号」を「第五十六条の五十三第一号」に改め、同条第二項及び第三項中「第五十六条の五十三第三号」を「第五十六条の五十三第二号」に改め、同条第四項中「第五十六条の五十三第四号」を「第五十六条の五十三第三号」に改め、同条第五項及び第六項中「第五十六条の五十三第五号」を「第五十六条の五十三第四号」に改め、同条第七項中「第五十六条の五十三第七号」を「第五十六条の五十三第六号」に改める。

第二十四条の十二中「農林漁業金融公庫、日本政策投資銀行、国民生活金融公庫」を「株式会社日本政

策金融公庫」に改め、「大規模野菜低温貯蔵庫及び」を削る。

第二十四条の三十一中「第五十六条の八十九の二第三項第二号」を「第五十六条の八十九の二第三項第一号」に改める。

第二十四条の三十二を削り、第二十四条の三十三を第二十四条の三十二とし、第二十四条の三十四から第二十四条の三十九までを一条ずつ繰り上げる。

附則第三条の二の六中「又は農業協同組合連合会」を「農業協同組合連合会、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会」に改め、「第九十八条」の下に「又は水産業協同組合法第二百二十七条第一項」を加える。

附則第三条の二の二十一の見出し中「附則第七条第三十項」を「附則第七条第二十九項」に改め、同条第一項中「附則第七条第三十項第一号」を「附則第七条第二十九項第一号」に改め、同条第二項中「附則第七条第三十項第二号」を「附則第七条第二十九項第二号」に改め、同条を附則第三条の二の二十二とし、同条の次に次の四条を加える。

（政令附則第七条第三十項の施設）

第三条の二の二十三 政令附則第七条第三十項に規定する助産を行うことを目的とする施設で総務省令で

定めるものは、医療法第七条第一項若しくは第二項の規定による許可又は同法第八条若しくは医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条第三項の規定による届出に係る医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第一条の十四第一項第十一号又は同規則第二条第一項第六号に規定する平面図において示された分べん室、陣痛室、新生児室、授乳室その他助産に必要な施設とする。

（政令附則第七条第三十二項のスポーツ施設）

第三条の二十四 政令附則第七条第三十二項第十二号に規定する総務省令で定めるスポーツ施設は、トレーニングセンター（主として重量挙げ及びボディービル用具を用い、室内において健康管理及び体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。）、体育館、プール及びこれらに附属する施設とする。

（法附則第十一条第三十一項の額）

第三条の二十五 法附則第十一条第三十一項に規定する総務省令で定める額は、日本貨物鉄道株式会社が取得した家屋に対応する同項に規定する承継家屋の昭和六十二年三月三十一日現在において日本国有鉄道の財産目録に記載されていた価格とする。

（政令附則第七条第三十四項の施設）

第三条の二の二十六 政令附則第七条第三十四項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

附則第三条の二の二十を附則第三条の二の二十一とし、附則第三条の二の十九を附則第三条の二の二十とする。

附則第三条の二の十八の見出し及び同条第一項中「附則第十一条第二十三項」を「附則第十一条第二十二項」に改め、同条を附則第三条の二の十九とする。

附則第三条の二の十七（見出しを含む。）中「附則第十一条第二十二項」を「附則第十一条第十九項」に改め、同条を附則第三条の二の十八とする。

附則第三条の二の十六（見出しを含む。）中「附則第十一条第二十項」を「附則第十一条第十七項」に改め、同条を附則第三条の二の十七とする。

附則第三条の二の十五を附則第三条の二の十六とし、附則第三条の二の十四を附則第三条の二の十五とする。

附則第三条の二の十三第二項中「附則第三条の二の十一第二項各号」を「附則第三条の二の十二第二項

各号」に、「同項第三号」を「同項第二号」に、「附則第三条の二の十一第二項第三号」を「附則第三条の二の十二第二項第二号」に改め、同条を附則第三条の二の十四とする。

附則第三条の二の十二を附則第三条の二の十三とする。

附則第三条の二の十一第二項中「、第三号」を「、第二号」に、「附則第三条の二の十三第二項」を「附則第三条の二の十四第二項」に改め、同項各号を次のように改める。

一 定義内閣府令第十条第一項第一号から第九号まで、第十一号から第十四号まで、第十六号から第二十二号まで、第二十五号及び第二十六号に掲げる者

二 定義内閣府令第十条第一項第十五号に掲げる者

三 定義内閣府令第十条第一項第二十三号に掲げる者（同号イに掲げる要件に該当する者に限る。）のうち次に掲げる者

イ 有価証券報告書（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。以下この号において同じ。）を提出している者で、定義内閣府令第十条第

一項第二十三号の届出を行った日以前の直前に提出した有価証券報告書に記載された当該有価証券

報告書に係る事業年度及び当該事業年度の前事業年度の貸借対照表（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第二十号の四に規定する外国会社（以下この号において「外国会社」という。）である場合には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この号において「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する財務書類）における財務諸表等規則第十七条第一項第六号に掲げる有価証券（外国会社である場合には、同号に掲げる有価証券に相当するもの）の金額及び財務諸表等規則第三十二条第一項第一号に掲げる投資有価証券（外国会社である場合には、同号に掲げる投資有価証券に相当するもの）の金額の合計額が百億円以上であるもの

ロ 海外年金基金（厚生年金基金、企業年金連合会又は企業年金基金に類するもので次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。）によりその発行済株式の全部を保有されている内国法人（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社及び投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人を除く。ハにおいて同じ。

- (1) 外国の法令に基づいて組織されていること。
- (2) 外国において主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として運営されること。

ハ 定義内閣府令第十条第一項第二十六号に掲げる者によりその発行済株式の全部を保有されている
内国法人

附則第三条の二の十一を附則第三条の二の十二とする。

附則第三条の二の十第一項中「又はエスカレーター」を削り、同条を附則第三条の二の十一とする。

附則第三条の二の九（見出しを含む。）中「附則第十一条第十二項」を「附則第十一条第十項」に改め、
同条を附則第三条の二の十とする。

附則第三条の二の八第一項中「附則第三条の二の十三」を「附則第三条の二の十四第一項」に改め、同条を附則第三条の二の九とする。

附則第三条の二の七（見出しを含む。）中「附則第十一条第八項」を「附則第十一条第六項」に改め、
同条を附則第三条の二の八とし、附則第三条の二の六の次に次の一条を加える。

(政令附則第六条の十六第九項の不動産)

第三条の二の七 政令附則第六条の十六第九項第三号に規定する総務省令で定めるものは、線路設備、電路設備、停車場、変電所、車庫、工場、倉庫及び詰所の用に供する不動産とする。

附則第五条の二第一項中「総務省令で定める許容限度」を「平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの」に改め、同条第二項中「規定する」の下に「窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので」を加え、同項第一号中「第三条第四号」を「第三条第五号」に改め、「平成二十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車」の下に「又は平成二十二年度燃費基準二十五パーセント向上達成車」の下に「又は平成十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車」を加え、同項第二号中「第四項から第七項まで」を「第五項及び第七項から第十項まで」に改め、同条第三項第一号中「平成十八年経済産業省・国土交通省告示第一号」を「平成十九年経済産業省・国土交通省告示第四号」に改め、同項第二号中「平成十八年経済産業省・国土交通省告示第二号」を「平成十九年経済産業省・国土交通省告示第五号」に改め、同条第七項を削り、同条第六項中「エネ

ルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化
物排出許容限度の四分の一を超えないもので」を削り、同項第一号中「第三条第一号」を「第三条第四号
」に、「平成二十二年度燃費基準達成車」を「平成二十二年度燃費基準十五パーセント向上達成車又は平
成二十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車」に、「平成十七年度燃費基準達成車」を「平成十七年
度燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車」に改め、同
項を同条第十項とし、同条第五項第一号中「平成二十二年度燃費基準十パーセント向上達成車」の下に「
又は平成二十二年度燃費基準十五パーセント向上達成車」を、「平成十七年度燃費基準十パーセント向上
達成車」の下に「又は平成十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車」を加え、同項を同条第九項とし
、同条第四項中「附則第十二条の三第四項」を「附則第十二条の三第四項第三号」に改め、同項第一号中
「第三条第二号」を「第三条第六号」に、「五パーセント」を「二十五パーセント」に改め、同項を同条
第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4 法附則第十二条の三第四項第二号イに規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして
定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号の基準とす

る。

5 法附則第十二条の三第四項第二号イに規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、当該自動車に係る窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同号の表のイに掲げる値、同号の表のロに掲げる自動車については同号の表のロに掲げる値、同号の表のハに掲げる自動車については同号の表のハに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している自動車とする。

6 法附則第十二条の三第四項第二号ロに規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第九号の基準とする。

7 法附則第十二条の三第四項第二号ロに規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるものは、当該自動車に係る窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動

車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している自動車とする。

附則第六条第十三項中「から第十三号までの規定」及び「並びに第十九項第三号に掲げる産業廃棄物の焼却施設」を削り、同条第十七項中「第二十五項及び第三十三項」を「第二十四項及び第三十項」に改め、同条第二十四項を削り、同条第二十五項中「附則第十一条第八項第一号」を「附則第十一条第七項」に改め、「第七条第五号」の下に「、第七号及び第八号」を加え、「同条第七号に規定する」及び「同条第八号に規定する」を削り、「焼却施設で、」を「焼却施設で」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項を削り、同条第二十七項中「附則第十一条第十項」を「附則第十一条第九項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十八項中「附則第十一条第十項」を「附則第十一条第十項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項中「附則第十一条第十二項」を「附則第十一条第十項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十項を削り、同条第三十一項中「附則第十一条第十三項」を「附則第十一条第十二項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十二項中「附則第十一条第十三項」を「附則第十一条第十二項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十三項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十三項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十四項を同条第三十一

項とし、同条第三十五項を同条第三十二項とし、同条第三十六項中「附則第十一条第十五項」を「附則第十一条第十四項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十七項中「附則第十一条第十六項」を「附則第十一条第十五項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十八項中「附則第十一条第十六項」を「附則第十一条第十五項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十九項中「鉄道駅耐震補強事業に係る補助」を「鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち鉄道駅の耐震補強のために交付されるもの」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第四十項を同条第三十七項とし、同条第四十一項から第四十三項までを削り、同条第四十四項中「附則第十一条第二十項」を「附則第十一条第十八項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十五項中「附則第十一条第二十三項」を「附則第十一条第二十一項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十六項中「附則第十一条第二十三項第四号」を「附則第十条第二十一項第四号」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十七項及び同条第四十八項を削り、同条第四十九項中「附則第十一条第二十六項」を「附則第十一条第二十三項」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 建設廃棄物再生処理業 建設混合廃棄物選別装置（建設工事に伴って生じた混合廃棄物（コンクリ

ト廃材、木くず、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、廃プラスチック類等が混合されたものをいう。)を種類ごとに選別するもののうち、選別機、磁選機、分級機、破碎機、排風集じん機、搬送装置及び操作制御装置を同時に設置する場合のこれらに限るものとし、これらと同時に設置する専用のポンプ又は配管を含む。)

二 廃木材再生処理業 廃木材破碎・再生処理装置(専ら木材・木製品製造業を営む者が設置する廃木材(建設発生廃木材、流通発生廃木材又は生活発生廃木材に限る。)の破碎により再生資材を製造するものうち、破碎機(チップを除く。)、選別機、分級機、搬送装置及び操作制御装置を同時に設置する場合のこれらに限るものとし、これらと同時に設置する専用の排風集じん機、ポンプ又は配管を含む。)

附則第六条第四十九項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「食品循環資源再生処理装置で」を「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)第二十条に規定する認定計画に従って実施する再生利用事業の用に供する食品循環資源再生処理装置で、」に改め、同号を同項第五号とし、同項を同条第四十一項とし、同条第五十項中「

附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十五項」に、「前項第六号」を「前項第五号」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第五十一項を削り、同条第五十二項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同項の表静岡県の項中「伊東市」の下に「、島田市」を加え、「、榛原郡川根町及び同郡川根本町」を「及び榛原郡川根本町」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第五十三項中「附則第十一条第二十七項」を「附則第十一条第二十四項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第五十四項中「附則第十一条第二十八項」を「附則第十一条第二十五項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第五十五項中「附則第十一条第二十九項」を「附則第十一条第二十六項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第五十六項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第五十七項中「附則第十一条第三十項」を「附則第十一条第二十七項」に改め、同項第二号中「第五十九項」を「第五十項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第五十八項中「附則第十一条第三十一項」を「附則第十一条第二十八項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第五十九項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第六十項中「附則第十一条第三十二項」を「附則第十一条第二十九項」に改め、同項第一号中「第六

十二項において同じ。」を削り、同項第二号中「及び第六十二項」を削り、同項第三号中「第六十二項において同じ。」を削り、同項を同条第五十一項とし、同条第六十一項中「附則第十一条第三十三項」を「附則第十一条第三十項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第六十二項を削り、同条第六十三項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第六十四項中「附則第十一条第三十五項」を「附則第十一条第三十二項」に、「同条第四項第三号」を「同条第三項第一号、第三号」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第六十五項中「附則第十五条第二十六項第一号」を「附則第十五条第二十三項第一号」に、「第七十項」を「第五十七項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第六十六項中「附則第十五条第二十六項第一号」を「附則第十五条第二十三項第一号」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第六十七項中「附則第十五条第二十六項第二号」を「附則第十五条第二十三項第二号」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第六十八項中「附則第十五条第二十七項」を「附則第十五条第二十四項」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第六十九項中「附則第十五条第二十七項」を「附則第十五条第二十四項」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第七十項中「附則第十一条第三十六項」を「附則第十一条第三十三項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第

七十一項中「附則第十一条第三十六項」を「附則第十一条第三十三項」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第七十二項を削り、同条第七十三項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第七十四項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第七十五項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第七十六項中「附則第十一条第四十二項」を「附則第十一条第三十八項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第七十七項中「附則第十一条第四十三項」を「附則第十一条第三十九項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第七十八項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第七十九項中「附則第十一条第四十九項」を「附則第十一条第四十五項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第八十項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十一項」に、「鉄道事業又は軌道経営の近代化を促進し、保安度を向上するために交付される補助」を「鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りょう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は輸送高度化事業に係る補助のうち安全性の向上のために交付されるもの」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第八十

一項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第八十二項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十一項」に、「前項第一号、第二号、第三号」を「前項第一号から第三号まで」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第八十三項中「附則第十一条第五十項」を「附則第十一条第四十六項」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第八十四項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十三項」に、「施設で、次に掲げる施設のいずれかに該当することについて」を「施設のうち、牛、馬、豚又は鶏の排せつ物を発酵させてたい肥その他の肥料とするための施設（その容積が、牛又は馬に係るものにあつては八十五立方メートル以上、豚に係るものにあつては五十立方メートル以上、鶏に係るものにあつては二十立方メートル以上のものに限る。）であつて、屋根、側壁（高さが〇・九メートル以上のものに限る。）及び専用の攪拌装置又は送風装置を有するものとして」に改め、同項各号を削り、同項を同条第七十三項とし、同条第八十五項中「附則第十一条第五十一項」を「附則第十一条第四十七項」に改め、「又はエスカレーター」を削り、同項を同条第七十四項とし、同条第八十六項中「附則第十一条第五十三項」を「附則第十一条第四十九項」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第八十七項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十五項」に

改め、同項を同条第七十六項とし、同条第八十八項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条第八十九項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項を同条第七十八項とし、同条第九十項中「附則第十一条第六十項」を「附則第十一条第五十六項」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第九十一項中「附則第十一条第六十二項第二号」を「附則第十一条第五十八項第二号」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第九十二項中「附則第十一条第六十二項第三号」を「附則第十一条第五十八項第三号」に改め、同項を同条第八十一項とし、同条第九十三項中「附則第十一条第六十三項」を「附則第十一条第五十九項」に改め、同項を同条第八十二項とし、同条第九十四項中「附則第十一条第六十四項」を「附則第十一条第六十項」に改め、同項を同条第八十三項とし、同条第九十五項中「附則第十五条第四十八項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第八十四項とし、同条第九十六項中「附則第十一条第六十六項」を「附則第十一条第十二項」に改め、同項を同条第八十五項とし、同条第九十七項中「附則第十一条第六十六項」を「附則第十一条第六十二項」に改め、同項を同条第八十六項とし、同条第九十八項中「附則第十五条第四十九項」を「附則第十五条第四十五項」に、「地下駅火災対策施設整備事業費に係る補助」を「鉄道施設の安全対

策事業に係る補助のうち地下駅の火災対策施設整備のために交付されるもの」に改め、同項を同条第八十七項とし、同条第九十九項中「附則第十五条第四十九項」を「附則第十五条第四十五項」に改め、同項を同条第八十八項とし、同条第一百項中「附則第十五条第五十項」を「附則第十五条第四十六項」に改め、同項を同条第八十九項とし、同条第一百一項中「附則第十一条第七十三項」を「附則第十一条第六十九項」に改め、同項第二号中「第四百四項及び第四百五項」を「第九十三項及び第九十四項」に改め、同項を同条第九十項とし、同条第二百二項中「附則第十五条第五十四項」を「附則第十五条第五十項」に改め、同項を同条第九十一項とし、同条第二百三項中「附則第十五条第五十六項」を「附則第十五条第五十二項」に、「第九十五項」を「第九十四項」に改め、同項を同条第九十二項とし、同条第二百四項中「附則第十五条第五十六項」を「附則第十五条第五十二項」に改め、同項を同条第九十三項とし、同条第二百五項中「附則第十五条第五十六項」を「附則第十五条第五十二項」に改め、同項を同条第九十四項とし、同条に次の四項を加える。

95 法附則第十五条第五十八項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものであつて、同項に規定する路線に係る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。

一 線路設備

二 電路設備

三 停車場、変電所、車庫、工場、倉庫又は詰所

四 車両

96 法附則第十五条第五十八項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りょう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は輸送高度化事業に係る補助とする。

97 第九十五項の規定は法附則第十五条第五十九項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定めるものについて、前項の規定は法附則第十五条第五十九項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものについて準用する。

98 政令附則第十一条第七十三項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

附則第七条第一項中「割合並びに」を「割合、」に改め、「当該高齢者等居住改修専有部分の床面積に

対する割合」の下に「、同条第三十八項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修住宅の床面積に対する割合並びに同条第四十一項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失改修専有部分の床面積に対する割合」を加え、同条第四項中「附則第十六条第六項」を「附則第十五条の八第四項」に、「同条第二項」を「法附則第十五条の六第二項」に改め、同条第五項中「附則第十六条第八項」を「附則第十五条の九第一項」に改め、同条第七項中「附則第十六条第十三項に規定する総務省令」を「附則第十五条の九第六項に規定する総務省令」に改め、同項第一号中「附則第十六条第十三項」を「附則第十五条の九第六項」に改め、同項第三号中「附則第十六条第十一項」を「附則第十五条の九第四項」に、「改修工事」を「居住安全改修工事」に改め、同条第九項の表に次のように加える。

政令附則第十二 条第四十項第二 号	特定居住用部分 の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合に より配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十二 条第四十一項	特定居住用部分 の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合に

		より配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
	熱損失防止改修	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の
	専有部分の床面積	床面積を、これを共用すべき各熱損失防止改修専有部分の床面積
積		の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

附則第七条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 法附則第十五条の九第十一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 法附則第十五条の九第十一項に規定する納税義務者の住民票の写し
- 二 法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事が行われた旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類
- 三 前各号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める書類

附則第七条の二の見出しを「（法附則第十六条の二第一項の施行地区等）」に改め、同条第一項中「附則第三条の二の十四」を「附則第三条の二の十」に改め、同条第十二項中「同条第十九項」の下に「、第

二十三項及び第二十七項」を加え、同条第十三項中「附則第十二条の二第二十二項」を「附則第十二条の二第三十項」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「固定資産税課税台帳」を「固定資産課税台帳」に改め、同項に次の二号を加える。

四 法附則第十六条の二第十五項又は第十六項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 災害被災家屋（政令附則第十二条の二第二十三項において準用する同条第十三項第一号に規定する災害被災家屋をいう。以下この号において同じ。）又は被災償却資産（政令附則第十二条の二第二十五項において準用する同条第十六項第一号に規定する被災償却資産をいう。以下この号において同じ。）を所有していた者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該災害被災家屋又は被災償却資産の所在地を記載した書類並びに当該災害被災家屋又は被災償却資産が平成十九年能登半島地震による災害（以下この号において「能登半島地震災害」という。）により被害を受けたことについて当該災害被災家屋又は被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該災害被災家屋又は被災償却資産が能登半島地震災害により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ 災害被災家屋又は被災償却資産が平成十九年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されてきた旨を証する書類その他の災害被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び災害被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の二第十五項及び第十六項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産の詳細を明らかにする書類

ハ 政令附則第十二条の二第二十三項において準用する同条第十三項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第二十五項において準用する同条第十六項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第十六条の二第十五項又は第十六項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイ及びロに掲げるもののほか、政令附則第十二条の二第二十三項において準用する同条第十三項第二号から第四号まで又は同条第二十五項において準用する同条第十六項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同条第二十五項において準用する同条第十六項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

五 法附則第十六条の二第十七項又は第十八項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 災害被災家屋（政令附則第十二条の二第二十七項において準用する同条第十三項第一号に規定する災害被災家屋をいう。以下この号において同じ。）又は被災償却資産（政令附則第十二条の二第二十九項において準用する同条第十六項第一号に規定する被災償却資産をいう。以下この号において同じ。）を所有していた者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該災害被災家屋又は被災償却資産の所在地を記載した書類並びに当該災害被災家屋又は被災償却資産が平成十九年新潟県中越沖地震による災害（以下この号において「新潟県中越沖地震災害」という。）により被害を受けたことについて当該災害被災家屋又は被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該災害被災家屋又は被災償却資産が新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ 災害被災家屋又は被災償却資産が平成十九年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されてきた旨を証する書類その他の災害被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び災害被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の二第十七項及び第十八項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産の詳細を明らかにする書類

ハ 政令附則第十二条の二第二十七項において準用する同条第十三項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第二十九項において準用する同条第十六項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第十六条の二第十七項又は第十八項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイ及びロに掲げるもののほか、政令附則第十二条の二第二十七項において準用する同条第十三項第二号から第四号まで又は同条第二十九項において準用する同条第十六項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同条第二十九項において準用する同条第十六項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

附則第八条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

附則第十条の二を削る。

附則第十二条第五項第一号中「第三条第四号」を「第三条第五号」に改め、「平成二十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車」の下に「又は平成二十二年度燃費基準二十五パーセント向上達成車」を、「平成十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車」の下に「又は平成十七年度燃費基準二十五パーセント

向上達成車」を加える。

附則第十二条の二第一項第一号中「第三条第四号」を「第三条第六号」に、「二十パーセント」を「二十五パーセント」に改め、同条第二項第一号中「第三条第三号」を「第三条第四号」に、「平成二十二年度燃費基準十パーセント向上達成車」を「平成二十二年度燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成二十二年
十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車」に、「平成十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」を「平成十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車」に改め、同条第三項第一号中「附則第三十二条第六項又は第七項」を「附則第三十二条第七項又は第八項」に改める。

附則第十二条の二の二第五項中「附則第三十二条第十一項」を「附則第三十二条第十一項第一号」に、「平成十七年十月一日」を「平成二十一年十月一日」に改め、同条第六項中「附則第三十二条第十一項」を「附則第三十二条第十一項第一号」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 法附則第三十二条第十一項第二号に規定する平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とす

る。

附則第十二条の二の二に次の三項を加える。

8 法附則第三十二条第十一項第二号に規定するエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のものので総務省令で定めるものは、実施要領第三条第一号に掲げる基準に適合する自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

9 法附則第三十二条第十一項第三号に規定する車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車で総務省令で定めるものは、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車とする。

10 法附則第三十二条第十一項第三号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

附則第十二条の四の見出しを「（政令附則第十六条の二の九の施設）」に改め、同条第一項中「附則第十六条の二の九第一項」を「附則第十六条の二の九」に、「第十六条の十二の四に規定する」を「次の表

の上欄に掲げる業種の区分に応じ、それぞれその下欄に掲げる」に改め、同項に次の表を加える。

業 種	施 設
一 かんきつ果汁製造業	搾汁設備を有する施設
二 非かんきつ果汁製造業	搾汁設備を有する施設
三 パインアップル缶詰製造業	剥皮芯抜設備を有する施設
四 こんにやく粉製造業	こんにやく粉の生産の用に供する設備を有する施設
五 トマト加工品製造業	搾汁設備を有する施設
六 甘しよでん粉製造業	でん粉の生産の用に供する設備を有する施設
七 馬鈴しよでん粉製造業	でん粉の生産の用に供する設備を有する施設
八 米加工品製造業	米穀粉、包装もち、加工米飯、米菓生地及び和生菓子（米を原材料とするものに限る。）の生産の用に供する設備を有する施設
九 麦加工品製造業	精選設備を有する施設

<p>十 乳製品製造業</p>	<p>乳製品の生産の用に供する設備を有する施設（チーズ製造業にあつては、凝乳設備を有する施設）</p>
<p>十一 牛肉調整品製造業</p>	<p>急速冷凍設備を有する施設</p>
<p>十二 豚肉調整品製造業</p>	<p>急速冷凍設備を有する施設</p>

附則第十二条の四第二項を削る。

附則第十五条の二及び第十五条の三を削る。

附則第十七条第一項を削り、同条第二項中「附則第三十五条の二の六第四項若しくは第十項」を「附則第三十五条の二の六第八項若しくは第十八項」に、「第十六項」を「第十四項」に、「特定口座年間取引報告書等」を「租税特別措置法施行令第二十五条の十の十第二項に規定する特定口座年間取引報告書又はその写し（以下この条において「特定口座年間取引報告書等」という。）」に、「特定口座」を「法附則第三十五条の二の四第一項に規定する特定口座（前年において租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項の規定の適用があるものを除く。以下この項において「特定口座」という。）」に、「合計表（政令附則第十八条の四第三項に規定する合計表をいう。）」を「政令附則第十八条の四第三項に規定する合計表

」に、「附則第三十五条の二の三第一項」を「附則第三十五条の二の四第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

附則第十九条第二項中「附則第三十五条の二の六第四項又は第十項」を「附則第三十五条の二の六第八項又は第十八項」に改め、同条第三項及び第四項中「附則第三十五条の二の六第二項又は第八項」を「附則第三十五条の二の六第六項又は第十六項」に、「同条第一項又は第七項」を「同条第五項又は第十五項」に、「附則第三十五条の二の六第四項又は第十項」を「附則第三十五条の二の六第八項又は第十八項」に改める。

附則第二十条第一項から第三項までの規定中「第二十二項第一号」を「第十七項第一号」に改め、同条第四項中「第二十二項第八号」を「第十七項第八号」に改め、同条第五項中「第二十六項第一号」を「第二十一項第一号」に改め、同条第六項中「第十六項」を「第十四項」に改め、同条第七項及び第八項中「第十四項」を「第十二項」に、「第十三項」を「第十一項」に、「第十六項」を「第十四項」に改め、同条第九項から第十一項までを削る。

附則に次の一条を加える。

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

第二十三条 法附則第四十一条第三項に規定する特定一般社団法人又は特定一般財団法人については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第七条の三の三第二項の規定を適用する。

2 法附則第四十一条第三項に規定する特定一般社団法人又は特定一般財団法人(同条第一項に規定する認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、同条第二項に規定する非営利型法人に該当するものに限る。)については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第二十四条の七第二号の規定を適用する。

第五号の五様式の次に次の一様式を加える。

第五号の五の二様式 挿入

第十号の四様式の次に次の一様式を加える。

第十号の五様式 挿入

第10号の5様式記載要領

1 この申請書は法第55条の2第1項、第55条の4第1項、第72条の39の2第1項又は第72条の39の4第1項の規定に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。

2 *印の欄は記載しないこと。

軽十六キロの七巻在中「ハイブリット」自動車(2.0%控除)」や「ハイブリット」自動車(1.8%控除)」は「重量車基準

「1. 電気・天然ガス・メタン自動車 2. 17年排ガス

3. 17年排ガス75%低減かつ燃費+10%達成 4. ガソリン・LPG

適合車」や「低排出ガス基準適合乗用車」は、

5. デイゼル車新規登録後11年超

75%低減かつ燃費+20%達成 「1. 電気・天然ガス・メタン自動車 2. 17年排ガス75%低減かつ燃費

車新規登録後13年超 3. 17年排ガス75%低減かつ燃費+15%達成 4. ガソリン・LPG車新規登録

を

5. ディーゼル車新車新規登録後11年超 6. 17年排ガス75%低減かつ燃費

」 7. 17年排ガス75%低減かつ燃費+10%達成

+25%達成

後13年超
に改める。

+20%達成

」

第二十二号の二様式の次に次の一様式を加える。

第二十二号の二の二様式 挿入

第22号の2の様式記載要領

- 1 この申請書は法第321条の11の2第1項又は第321条の11の3第1項の規定に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。

2 *印の欄は記載しないこと。

第二十五号の二様式記載要領6中「第三編16条」を「附則第15条の6から第15条の9まで」に改める。

第二十六号様式（提出用）を次のように改める。

第二十六号様式（提出用） 挿入

第二十六号様式（入力用）を次のように改める。

第二十六号様式（入力用） 挿入

第三十号様式（別表及び記載心得を除く。）を次のように改める。

第三十号様式（別表及び記載心得を除く。） 挿入

第三十三号様式を次のように改める。

第三十三号様式 挿入

(地方道路譲与税法施行規則の一部改正)

第二条 地方道路譲与税法施行規則(昭和三十一年総理府令第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一般国道」の下に「、高速自動車国道」を加える。

第三条の見出し中「一般国道」の下に「、高速自動車国道」を加え、同条第一項中「一般国道」の下に

「、高速自動車国道」を加え、「本条」を「この条」に改め、同条第三項の表を次のように改める。

道路の種類別		率
指定区間内の一般国道	〇・八	
指定区間外の一般国道	一・〇	

一般国道(橋りようを除く。)

高速自動車国道（橋りようを除く。）	〇・八
都道府県道（橋りようを除く。）	一・〇
橋りよう	四・〇

第七条第一項中「一般国道」の下に「高速自動車国道」を加える。

（石油ガス譲与税法施行規則の一部改正）

第三条 石油ガス譲与税法施行規則（昭和四十一年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一般国道」の下に「高速自動車国道」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法施行規則第十八条の二の二の改正規定 公布の日から起算して二月を経過した日

二 第一条中地方税法施行規則第一条の十第二項の改正規定（「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改める部分に限る。）、「同規則第十六条の十二第二項の改正規定及び同規則第二十四条の十二の改正規定（「大規模野菜低温貯蔵庫及び」を削る部分を除く。）並びに附則第六条の規定 平成二十年十月一日

三 第一条中地方税法施行規則附則第二条の三の改正規定 平成二十一年一月一日

四 第一条中地方税法施行規則第一条の十二の二、第一条の十二の三及び第一条の十五の改正規定、同規則第二条第一項の表の改正規定、同条第二項の改正規定、同規則第二条の二第一項の表の改正規定、第二条の六及び第九条の四の改正規定並びに同規則第九条の五の次に三条を加える改正規定並びに附則第二条第三項の規定 平成二十一年四月一日

五 第一条中地方税法施行規則附則第十七条第二項の改正規定（「附則第三十五条の二の六第四項若しくは第十項」を「附則第三十五条の二の六第八項若しくは第十八項」に改める部分に限る。）及び同規則附則第十九条の改正規定 平成二十二年一月一日

六 第一条中地方税法施行規則第二条の三並びに同規則附則第十五条の二及び第十五条の三の改正規定並

びに同規則附則第十七条第二項の改正規定（「附則第三十五条の二の三第一項」を「附則第三十五条の二の四第一項」に改める部分に限る。） 平成二十二年四月一日

七 第一条中地方税法施行規則第七条の三の三第二項及び第二十四条の七の改正規定並びに同規則附則第三条の二の二十二の次に四条を加える改正規定（第三条の二の二十六に係る部分に限る。）、同規則附則第六条に四項を加える改正規定（同条第九十八項に係る部分に限る。）及び同規則附則に一条を加える改正規定並びに附則第三条第二項の規定 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日（平成二十年十二月一日）

八 第一条中地方税法施行規則附則第六条に四項を加える改正規定（同条第九十七項に係る部分に限る。）

） 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）の施行の日

九 附則第九条の規定（別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「附則第五条の四第三項及び第八項」の下に「、第十五条の七第三項」を加える改正規定に限る。） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第 号）の施行の日

(個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則(以下「新規則」という。)第一条の十三第一項の規定は、平成二十年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成十九年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 新規則第一条の十五の規定は、個人の道府県民税及び市町村民税の納税義務者が平成二十年四月一日以後に支払うべき地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十一号。以下「改正法」という。)

一 第一条の規定による改正後の地方税法第三十四条第五号の三に規定する掛金に係る同号に規定する損害保険契約等について適用し、個人の道府県民税及び市町村民税の納税義務者が同日前に支払うべき改正法第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第三十四条第五号の三に規定する掛金に係る同号に規定する損害保険契約等については、なお従前の例による。

3 新規則第五号の五の二様式は、平成二十一年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

4 改正法附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法附則第三十五条の三の規

定に基づく第一条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下「旧規則」という。）附則第二十条第九項から第十一項までの規定は、なおその効力を有する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中不動産取得税に関する部分は、平成二十年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第三十八条の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人による不動産の取得であつて附則第一条第七号に定める日前行われたものに対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成十九年総務省令第二百二十四号）附則第二条の規定により旧規則附則第三条の二の十一第二項第五号又は第六号に掲げる者とみなされた者の新規則附則第三条の二の十二第二項の規定の適用については、当該みなされた者の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定め

る者とみなす。

一 旧規則附則第三条の二の十一第二項第五号に掲げる者とみなされた者 新規則附則第三条の二の十二

第二項第三号イに掲げる者

二 旧規則附則第三条の二の十一第二項第六号に掲げる者とみなされた者 新規則附則第三条の二の十二

第二項第一号に掲げる者

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第四条 新規則附則第六条第十三項の規定は、平成二十年四月一日以後に取得された同項に規定する施設に

対して課すべき平成二十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧規則第

六条第十三項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 新規則附則第六条第三十六項の規定は、平成二十年四月一日以後に同項に規定する政府の補助を受けて

取得された償却資産に対して課すべき平成二十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前

に旧規則附則第六条第三十九項に規定する政府の補助を受けて取得された償却資産に対して課する固定資

産税については、なお従前の例による。

3 新規則附則第六条第四十一項の規定は、平成二十年四月一日以後に取得された同項に規定する機械その他の設備に対して課すべき平成二十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧規則附則第六条第四十九項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新規則附則第六条第六十九項の規定は、平成二十年四月一日以後に同項に規定する政府の補助を受けて取得された償却資産に対して課すべき平成二十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に旧規則附則第六条第八十項に規定する政府の補助を受けて取得された償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新規則附則第六条第七十三項の規定は、平成二十年四月一日以後に取得された同項に規定する施設に対して課すべき平成二十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧規則附則第六条第八十四項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新規則附則第六条第七十四項の規定は、平成二十年四月一日以後に取得された同項に規定する設備を設置するための事業により取得された停車場建物等に対して課すべき平成二十一年度以後の年度分の固定資産

産税及び都市計画税について適用し、同日前に取得された旧規則附則第六条第八十五項に規定する設備を設置するための事業により取得された停車場建物等に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

7 新規則附則第六条第八十七項の規定は、平成二十年四月一日以後に同項に規定する政府の補助を受けて取得された家屋及び償却資産に対して課すべき平成二十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に旧規則附則第六条第九十八項に規定する政府の補助を受けて取得された家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 市町村は、平成二十年度分の固定資産税に限り、地方税法第三百四十一条第十四号に規定する償却資産課税台帳については、新規則第二十六号様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。

9 地方税法第三百八十三条（同法第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定によつて市町村長（同項において同法第三百八十三条を準用する場合にあつては、道府県知事）に提出すべき償却資産に係る申告書の様式については、平成二十年十二月三十一日までの間、新規則第二十六号様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。

10 地方税法第三百九十四条の規定によって道府県知事又は総務大臣に提出すべき固定資産に係る申告書の様式については、平成二十年十二月三十一日までの間、新規則第三十号様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。

11 市町村は、平成二十年度分の固定資産税に限り、地方税法第四百九条第四項に規定する評価調書の様式については、新規則第三十三号様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。

(自動車取得税に関する経過措置)

第五条 新規則第十六号の九様式は、この省令の施行の日の翌日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第六条 旧規則第二十四条の十二に規定する資金（農林漁業金融公庫、日本政策投資銀行又は国民生活金融公庫の資金に限る。）の貸付けを受けて設置された施設に係る事業所等（地方税法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。）において行う事業に対して課する事業所税については、なお従

前の例による。

(地方道路譲与税法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第二条の規定による改正後の地方道路譲与税法施行規則第二条第一項、第三条及び第七条第一項の規定は、平成二十一年度分の地方道路譲与税から適用し、平成二十年度分までの地方道路譲与税については、なお従前の例による。

(石油ガス譲与税法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第三条の規定による改正後の石油ガス譲与税法施行規則第二条第一項の規定は、平成二十一年度分の石油ガス譲与税から適用し、平成二十年度分までの石油ガス譲与税については、なお従前の例による。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第九条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)の一部を次のように改める。

別表地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の項中「附則第三十五条の三第十六項」を「附則第三十五条の三第十四項」に改め、「附則第五条の四第三項及び第八項」の下に、「第十五条の七第三項」

を加え、「第十六条第九項及び第十三項」を「第十五条の九第二項、第六項及び第十一項」に改める。

別表国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の項を次のように改める。

国有資産等所在市町村交付金法（ 昭和三十一年法律第八十二号）	第五条第三項及び第四項、第七条、第十一条第一項並びに第十 九条第一項
-----------------------------------	---------------------------------------

別表地方税法施行令の項中「第六条の十二第二項」の下に「、第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項」を、「第三十九条の十二」の下に「、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項」を、「第六条の十一第一項（第一条）の下に「、第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項」を加え、「第十二条の二第二十二項」を「第十二条の二第三十項」に改める。

別表国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行規則（昭和三十一年総理府令第三十一号）の項を次のように改める。

国有資産等所在市町村交付金法施行規則（昭和三十一年総理府令第三十一号）

第二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三条